

令和2年4月28日

関係各位

堺泉北埠頭株式会社  
代表取締役社長 中田憲正

賃貸料等の支払い期限の延長について（お知らせ）

平素より当社の円滑な事業運営にご協力頂きありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を考慮し別添のとおり、大阪府港湾局が港湾関連事業者の方々の事業継続に対する側面的な支援を行うこととされました。

つきましては、大阪府の出資法人でもある当社としましてもより実効性を強めるため、大阪府港湾局と歩調を合わせ、下記の通り当社と賃貸借契約等を結んで頂いている事業者の賃貸料及び港湾施設使用料等の支払い期限を下記の通り猶予することとしましたので、お知らせします。

なお、今回の措置は支払い期限の猶予であり、賃貸料等の減額・免除ではありません。

1 猶予の対象

令和2年4月から令和2年9月の間に発生した上屋賃貸料、施設使用料等

2 猶予の期間

申出により各月の支払い期限を各々最大6か月間猶予します。

〔 契約書に支払い期限の記載がある賃貸料等は支払い期限より最大6か月間猶予  
支払い期限を設けていない賃貸料等は請求書の発行日より最大6か月間猶予 〕

※最終の支払い期限は令和3年3月31日までとなります。

3 猶予の手続き

申出される方は、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

（お問合せ先）

堺青果センター関係： 青果事業課 072-222-0391

泉北地区及び阪南港関係： 泉大津事務所 0725-20-2270

※現在、緊急事態宣言を受け、電話やメール等の活用をお願いしております。

ご協力の程、宜しく申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等への 港湾施設使用料等の納入期限の猶予について

○新型コロナウイルスの感染拡大による社会的影響を考慮し、港湾物流網の維持及び国際競争力の確保の観点から、港湾関連事業者等の事業継続に対する側面的支援として、支払い期限延長の申出があった場合に限り、港湾施設使用料等の納入期限を猶予します。

### 【支払い猶予する内容等】

対象期間	<b>令和2年4月から9月の間に発生した使用料等</b>
猶予する期間	<b>原則納付期限より6か月</b> ※最終期限は令和3年3月31日までとする。
対象となる使用料等	<p><b>①港湾施設使用料</b>                      (対象の港湾施設)                      岸壁、物揚場、荷役機械、荷さばき地、一体使用荷さばき地、                      荷さばき地附属事務所、冷凍コンテナ用コンセント、野積場、附属用地、                      上屋、上屋附属事務所、船舶給水施設、木材整理場、貯木場</p> <p><b>②港湾区域における水域占用料</b></p> <p><b>③入港料</b></p> <p><b>④行政財産の目的外使用にかかる使用料</b></p> <p><b>⑤賃貸借契約等に基づく賃貸料</b></p> <p style="font-size: small;">※国・地方公共団体その他の公共的団体及び港湾運営会社が支払うべき使用料等を除く。</p>
要件	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 申請月の前月分の取扱貨物量もしくは売上げが前年同月分に比して減少していること。</p> <p>(2) 支払期限猶予の申出を行うこと。</p>
申出方法	支払期限の猶予を希望される方は、「支払期限猶予願」を下記申出先に提出してください。
申出先及び問合せ先	<p>○<u>経営振興課 施設運営グループ</u>                      ・①、③、④及び⑤に関すること                      (連絡先) 0725-21-7217</p> <p>○<u>堺泉北港湾事務所 管理課</u>                      ・堺泉北港における②に関すること                      (連絡先) 072-238-5241</p> <p>○<u>阪南港湾事務所 管理課</u>                      ・堺泉北港以外における②に関すること                      (連絡先) 0724-39-5261</p>

申出に関する詳細については、関連HPをご覧ください。

堺泉北埠頭株式会社及び大阪市港湾局も、本日付けで、同様の措置を公表しています。